

整備項目表

(建築物以外)

公益的施設の名称：

公益的施設の区分：建築物以外の公共交通機関の施設・道路・公園・建築物以外の路外駐車場

整備項目表作成者氏名：

整備項目表（建築物以外の路外駐車場）

名 称	所在地
駐車の用に供する面積	m ²

1 路外駐車場

整備基準	図面及び路外駐車場の名称又は番号（記号）	設計内容	判定
車椅子使用者対応駐車スペースを1台分以上設置		(設置数) 台	
車椅子使用者対応駐車スペースの構造	出入口に近接した位置に設置 幅3.5m以上 車椅子使用者対応である旨を表示	(幅) m	
		・ 立て看板による表示 ・ 駐車スペースに平面表示	
出入口の構造	内のり幅90cm以上 車椅子使用者の通過に支障となる段を設けない。	(内のり幅) cm	
		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
出入口から車椅子使用者対応駐車スペースまでの通路	粗面又は滑りにくい仕上材 段の有無 〔段がある場合には，2の表の駐車場内の通路に設ける段の欄で確認してください。〕 幅1.4m以上 (車椅子が転回できる部分を設ける場合その他高齢者，障害者等に配慮した構造とする場合は，1.2m以上) 高低差がある場合には，傾斜路又は段差解消機を設置 〔傾斜路がある場合には，2の表の駐車場内の通路に設ける傾斜路の欄で確認してください。〕 排水溝に適切な溝ふたを設置	(仕上材)	
		(段の有無) ・ 有 ・ 無	
		(最小幅) m	
		(設置する施設の名称) ・ 傾斜路 ・ 段差解消機	
		(排水溝の有無) ・ 有 ・ 無 (溝ふたの構造)	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面及び路外駐車場の名称又は番号（記号）」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には，整備基準に適合する場合には「○」を，整備基準に適合しない場合には「×」を，該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。

2 用語の説明

「段差解消機」とは，車椅子使用者特殊構造昇降機（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条第2項第6号に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造を用いる昇降機で車椅子使用者の円滑な利用に供するもの）をいいます。

2 駐車場内の通路に設ける段及び傾斜路

整備基準		駐車場内の通路並びに段及び傾斜路の名称又は番号(記号)	設計内容	判定
駐車場内の通路に設ける段	両側に手すりを設置		(手すり) ・ 有 ・ 無	
	回り段を設けない。		(回り段) ・ 有 ・ 無	
	粗面又は滑りにくい仕上材		(仕上材)	
	段を識別しやすい構造		・ 踏面とけあげ板の色を変える。 ・ 色違いのノンスリップを取り付ける。 ・ その他 ()	
	つまずきにくい構造		・ けこみ板を設け、段鼻を突き出さない。 ・ その他 ()	
駐車場内の通路に設ける傾斜路	内のり幅1.2m以上		(最小内のり幅) m	
	勾配8%以下 (高低差が16cm以下の場合は、12%以下)		(最大勾配)	
	高さが75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊り場を設置		(踊り場の有無) ・ 有 ・ 無 (踊り場の踏幅) m	
	両側に転落を防ぐ立ち上がりを設置		(立ち上がり) ・ 有 (cm) ・ 無	
	両側に手すりを設置		(手すり) ・ 有 ・ 無	
	粗面又は滑りにくい仕上材		(仕上材)	
	踊り場及び傾斜路に接する駐車場内の通路と識別しやすい色調		(傾斜路の色) (その他の色)	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「駐車場内の通路並びに段及び傾斜路の名称又は番号(記号)」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、整備基準に適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。

2 整備基準の説明

傾斜路の手すりは、当該傾斜路に段を併設する場合は、片側だけの設置とすることができます。